

天草広域連合公告第2号

天草広域連合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成17年条例第6号）に基づき、天草広域連合人事行政の運営等の状況について、次のとおり公表します。

令和6年11月1日

天草広域連合長 馬場 昭治

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

区 分	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 令和4年度の 人 件 費 率
令和5年度	千円 3,685,023	千円 131,147	千円 1,635,698	% 44.4	% 47.9

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区 分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
令和5年度	人 222	千円 755,892	千円 274,951	千円 313,410	千円 1,344,253	千円 6,055

(注) 1 職員手当には退職手当を含みません。

2 職員数は、令和5年4月1日現在の人数です。

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（令和6年4月1日現在）

区 分		職員数	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
一般行政職	一般行政部門	13 人	31.0 歳	238,500 円	308,700 円
	消 防 部 門	212 人	37.3 歳	289,500 円	468,300 円
全 職 員		225 人	36.8 歳	286,600 円	465,400 円

※ 1 「平均給料月額」とは、職員の基本給の平均です。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、通勤手当、時間外勤務手当などの諸手当の額を合計したものの平均です。

(2) 職員の初任給の状況（令和6年4月1日現在）

区 分		天草広域連合	熊 本 県	国
一般行政職	大 学 卒	196,200 円	202,400 円	196,200 円
	高 校 卒	166,600 円	170,900 円	166,600 円

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況（令和6年4月1日現在）

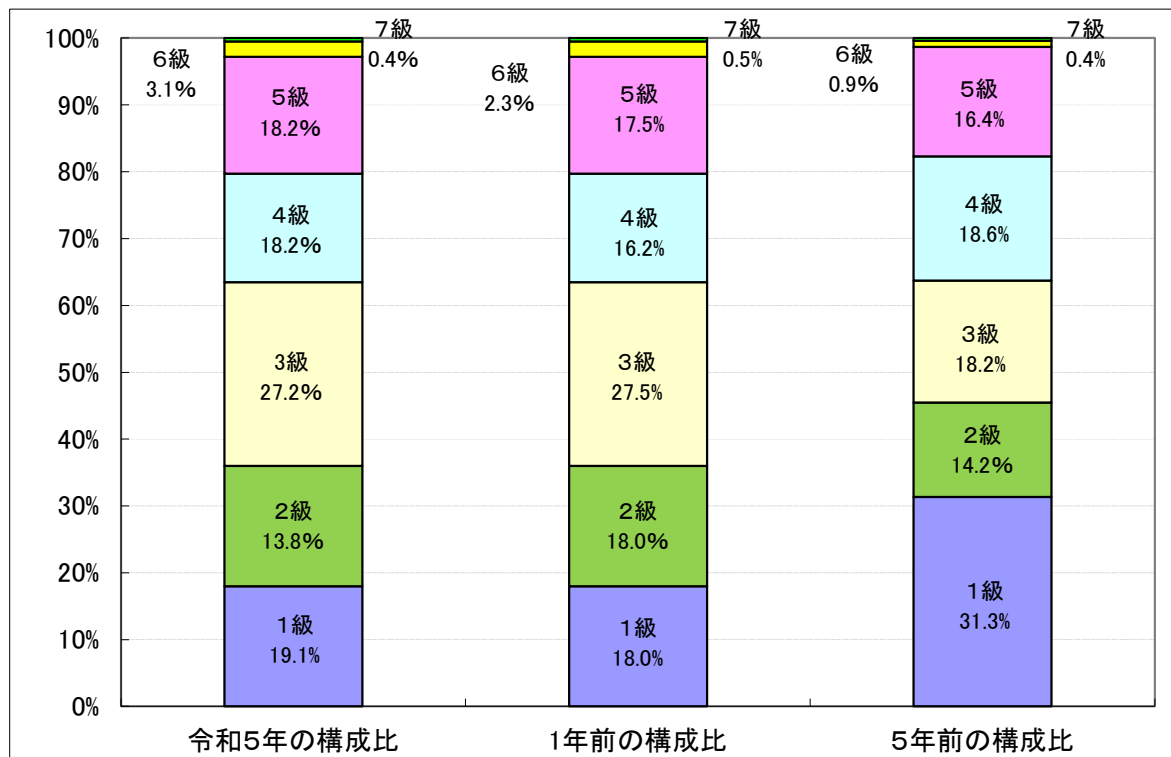
区 分		経験年数10年	経験年数15年	経験年数20年
一般行政職	高 校 卒	263,500 円	298,560 円	347,480 円

3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（令和6年4月1日現在）

区 分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
7 級	事務局長・消防長・消防正監	1人	0.4%	365,500円	446,200円
6 級	事務局長・課長・消防監・消防司令長	7人	3.1%	323,100円	411,300円
5 級	課長・課長補佐・主幹・消防司令長・事務局長	41人	18.2%	295,400円	394,000円
4 級	課長・課長補佐・主幹・係長・参事・消防司令・消防司令補	41人	18.2%	271,600円	382,000円
3 級	所長・係長・参事・主任・消防司令・消防司令補	61人	27.2%	240,900円	351,000円
2 級	主事・技師・主査・消防士長	31人	13.8%	208,000円	305,200円
1 級	主事・技師・消防士・消防副士長	43人	19.1%	162,100円	249,400円

(注) 1 天草広域連合職員の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数です。
2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務です。



(2) 昇給への勤務成績の反映状況

地方公務員法第23条の2の規定に基づき、全職員を対象とした人事評価を実施する。
地方公務員法第23条第2項の規定により、人事評価を任用、給与、分限その他の人事管理の基礎として活用する。

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

天草広域連合	熊本県	国
1人当たり平均支給額(令和5年度) 1,417 千円	1人当たり平均支給額(令和5年度) — 千円	1人当たり平均支給額(令和5年度) — 千円
(令和5年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.45 月分 2.05 月分 (1.375)月分 (0.975)月分	(令和5年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.45 月分 2.05 月分 (1.375)月分 (0.975)月分	(令和5年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.45 月分 2.05 月分 (1.375)月分 (0.975)月分
(加算措置の状況) 職務上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～15%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 15～25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～25%

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合です。

【参考】勤勉手当への勤務実績の反映状況

地方公務員法第23条の2の規定に基づき、全職員を対象とした人事評価を実施する。
地方公務員法第23条第2項の規定により、人事評価を任用、給与、分限その他の人事管理の基礎として活用する。

(2) 退職手当(令和5年度 現在)

天草広域連合	国
(支給率) 自己都合 応募認定・定年	(支給率) 自己都合 応募認定・定年
勤続20年 19.6695 月分 24.586875 月分	勤続20年 19.6695 月分 24.586875 月分
勤続25年 28.0395 月分 33.27075 月分	勤続25年 28.0395 月分 33.27075 月分
勤続35年 39.7575 月分 47.709 月分	勤続35年 39.7575 月分 47.709 月分
最高限度額 47.709 月分 47.709 月分	最高限度額 47.709 月分 47.709 月分
その他の加算措置 早期退職募集制度 (3%～45%加算)	その他の加算措置 早期退職募集制度 (3%～45%加算)

(3) 地域手当

支給対象職員なし

(4) 特殊勤務手当

支給実績(令和5年度決算)	11,666 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(令和5年度決算)	75,750 円
職員全体に占める手当支給職員の割合(令和5年度決算)	69.4 %
手当の種類(手当数)	5

手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
ごみ処理特殊作業手当	ごみ処理特殊作業に従事した職員	ごみ処理作業に従事したとき①高所における作業 ②生ごみを取り扱う機器、設備の点検・清掃・補修作業 ③粉塵及び焼却灰等の飛散する機器及び設備の点検・清掃・補修作業 ④酸欠危険場所における作業	日額 200円
火災出動手当	火災業務に従事した消防車等の機関員・隊員	①火災現場での消火活動に従事 ②火災通報により現場に出動 ③火災危険のある油漏れ等の処理のために出動したとき	(機関員) 1回 700円 (隊員) 1回 520円
救助作業手当	救助業務に従事した車両の機関員・隊員	①救助現場に出動し、救助活動に従事②自然災害等の警戒・危険排除業務に従事③行方不明者の捜索のため出動 ④救助又は捜索のため潜水業務に従事したとき	1回 700円
救急出動手当	救急業務に従事した救急自動車の機関員・救急救命士・隊員	①傷病者の病院搬送 ②不搬送の場合で、応急措置又は手当を施す ③傷病者の中継搬送のための業務を行ったとき	(機関員) 1回 520円 (救急救命士) 1回 700円 (隊員) 1回 330円
消防救急艇乗船手当	御所浦分署に配属された職員及び代理勤務した職員	御所浦分署消防救急艇に乗船する職員に支給	1当務 1,000円

(5) 時間外勤務手当（令和5年度決算）

支給実績	40,240 千円
支給職員1人当たり平均支給年額	218,696 円

(6) その他の手当

手 当 名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (R5年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (R5年度決算)
扶養手当	○扶養親族のある職員に支給 ○配偶者6,500円、扶養親族6,500円から10,000円 ○加算措置:16歳から22歳までの間にある子1人につき5,000円加算	同じ		42,892 千円	284,053 円
住居手当	○借家は家賃額に応じた額を支給(28,000円を限度)	同じ		17,280 千円	292,881 円
通勤手当	○通勤のために、交通機関や交通用具を利用している通勤距離が片道2km以上である職員に支給	同じ		18,063 千円	87,261 円
単身赴任手当	○単身で赴任する職員に交通距離に応じ30,000円から88,000円を支給	同じ		360 千円	360,000 円
管理職手当	○管理又は監督の地位にある職員に支給 事務局長及び消防長60,000円 次長及び消防次長50,000円 課長及び署長40,000円	同じ		5,760 千円	720,000 円
休日勤務手当	○休日に勤務した職員に支給 勤務1時間当りの額×135%×勤務時間	同じ		67,397 千円	586,061 円
夜間勤務手当	○正規の勤務時間として午後10時から翌日午前5時までに勤務した場合に支給 勤務1時間当りの額×25%×勤務時間	同じ		10,917 千円	62,028 円
管 理 職 員 特別勤務手当	○管理職手当を支給されている職員が、週休日又は休日等に勤務した場合に支給	同じ		0 千円	0 円

5 特別職の報酬等の状況（令和6年4月1日現在）

区 分	広域連合長	副広域連合長	議 長	副 議 長	議 員
報 酬 年 額	95,000 円	61,000 円	61,000 円	55,000 円	51,000 円

6 職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況（各年4月1日現在）

区 分 部 門		職員数(人)		対前年 増減数	主 な 増 減 理 由
		令和5年	令和6年		
一 般 行 政 部 門	議会・総務	5	5	0	
	民 生	0	0	0	
	衛 生	9	8	△ 1	再任用職員退職
	消 防	208	212	4	退職者補充
計		222 [254]	225 [254]	3	

※〔 〕は、条例定数の合計です。

(2) 年齢別職員構成の状況（令和6年4月1日現在）



区 分	20歳 未満	20歳 ～ 23歳	24歳 ～ 27歳	28歳 ～ 31歳	32歳 ～ 35歳	36歳 ～ 39歳	40歳 ～ 43歳	44歳 ～ 47歳	48歳 ～ 51歳	52歳 ～ 55歳	56歳 ～ 59歳	60歳 以上	計
職員数	6人	19人	25人	34人	42人	19人	10人	20人	27人	16人	7人	0人	225人

(3) 職員の任免の状況

採用状況 (令和6年4月1日現在)	退職等の状況(令和5年度現在)			
採用者	定年退職	早期退職	普通退職	その他(免職・任期満了等)
8人	0人	0人	4人	1人

※ 退職等の状況は、R4年4月1日から令和5年3月31日までの1年間の状況です。

7 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

(1) 職員の勤務時間の状況

区 分	1週間の勤務時間	1日の勤務時間	勤務時間	週 休 日
日 勤 職 員	38時間45分	7時間45分	8:30～17:15	土曜日及び日曜日
隔日勤務職員	8週間を平均し1週間当たり38時間45分で、1日15時間30分勤務(8:30～翌日8:30)			8週間で16日

※ 施設の移動日、移動時間帯、職務の性質により交代制勤務を行っている職場があります。

(2) 職員の休暇制度の概要

休暇の種類	付与要件、日数	
年次有給休暇	職員の請求時、年に20日を限度に付与	
特別休暇 (主なもの)	職員の負傷、疾病による療養、必要と認められる期間	
	結婚休暇	5日以内
	産前休暇	8週間以内
	産後休暇	8週間以内
	育児時間休暇	生後満1歳に達しない子の育児、1日2回・各30分
	妻の出産休暇	妻出産時の入院の付き添い等、2日以内
	親族の死亡休暇	1～7日(親族の等級により異なる)
	夏季休暇	7月～9月までの期間内、3日以内
	子の看護休暇	中学校就学前の子の看護、5日以内
	介護休暇	配偶者等の介護を行う、6ヶ月内(無給)
介護時間	配偶者等の介護を行う、3年以内で1日につき2時間未満(減給)	
組合休暇	許可を得て職員団体の業務に従事、年に30日以内(無給)	

(3) 職員の分限処分及び懲戒処分の状況（令和5年度）

区分	分 限 処 分					懲 戒 処 分				
	免職	休職	降任	降給	計	免職	停職	減給	戒告	計
処分者数	人	2人	人	人	2人	人	人	人	人	0人

- ※ 1 分限処分とは、職員がその職務を十分に果たすことができない場合に行う処分、公務能率の維持を目的としています。
2 懲戒処分とは、職員の法律違反などの一定の義務違反に対する責任を問うための処分、公務における規律と秩序維持を目的としています。

8 職員の服務の状況

(1) 服務の原則

地方公務員には、全体の奉仕者として守らなければならない義務が定められています。その内容は次のとおりです。

- ①法令等及び上司の職務上の命令に従う義務
- ②信用及び名誉を守る義務
- ③秘密を守る義務
- ④職務に専念する義務
- ⑤一定の政治的行為を行わない義務
- ⑥争議行為等を行わない義務
- ⑦営利企業等の従事制限

9 職員の研修及び勤務成績の状況

(1) 職員研修の状況（令和5年度）

分 類	研修内容
階層別研修	新規採用職員研修
	新規採用職員フォローアップ研修
	一般職員1部研修

(2) 勤務成績の評定の実施状況（令和5年度）

実施内容	対象職員
身上報告	全職員
自己評定	任命権者が指定する職員を除く全職員
育成面接	原則として課長補佐級以下の職員
評価者評定	任命権者が指定する職員を除く全職員

10 職員の福祉及び利益の保護の状況

(1) 職員の健康診断の実施状況（令和5年度）

種 別	対象職員
定期健康診断(深夜勤務者2回)	人間ドック受検者以外の全職員

(2) 公務災害等の発生状況（令和5年度）

種 類	件 数
通勤災害	0 件
公務災害	0 件

(3) 育児休業等の取得状況（令和5年度）

育児休業取得者数	0 人
部分休業取得者数	0 人

(4) 利益の保護の状況（令和5年度）

内 容	有無
職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する措置の要求	無
職員に対する不利益な処分についての不服申立て	無

※ 不利益についての審査は、熊本県公平委員会に委託しています。